補助金で、小規模店舗等をユニバーサルデザイン改修しませんか。

建築物の改修工事は、たとえばスロープの整備などです。補助額は工事費用の半額で、１件あたり上限50万円です。千円未満は切り捨てとなります。

手すりの設置は、たとえば、出入口の段などへの手すりの設置工事です。補助額は工事費用の半額で、１件あたり上限5万円です。千円未満は切り捨てとなります。

ベンチの設置は、敷地内のだれでも座りやすい場所に設置します。補助額は対象経費の全額で、１台あたり上限3万5千円です。1団体あたり上限10万円です。千円未満は切り捨てとなります。

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・国籍・能力などに関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境をつくる考え方です。

世田谷区では平成１９年に「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、どこでも、だれでも、自由に、使いやすいまち　の実現に向けて様々な施策を進めています。そのひとつとして「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱」を制定し、補助を行っています。

建築物の改修工事や手すりの設置補助制度について説明します。

補助対象者

建築物を所有し、管理し又は使用している個人又は中小企業者で、建物所有者の同意を得ているかた

補助対象建築物

区内の建築物で、原則平成２１年９月３０日以前に建てられたものであって、平成２１年１０月１日以降、ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更を行っていない建築物。

適法・適正に管理されている建築物が対象です。

次に該当する用途と規模の建築物又は建築物の部分

１診療所、薬局、物品販売業を営む店舗、飲食店、理美容所、クリーニング取次店など

その用途の床面積の合計が200㎡未満

２公会堂、集会場、公衆浴場など

その用途の床面積の合計が1000㎡未満

３共同住宅、長屋の共用部分

集合住宅の床面積の合計が1000㎡未満かつ20戸未満

補助対象工事の例

建築物の改修工事　ユニバーサルデザイン推進条例の基準に則した工事。

例　店舗等の出入り口

１．幅を８０ｃｍ以上に広げる　２．通行の際支障となる段差の解消　３．戸は車いす使用者が容易に開閉し通行可能な構造とし、その前後に段差なし

例　トイレ（不特定多数の者が利用するもの）

１．車いす使用者用便房を１以上設置し、その旨表示　２．腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置　和式便器をよう式便器に変更　３．車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保

例　敷地内の通路

１．幅１２０ｃｍ以上　２．通行の際、支障となる段差の解消

例　その他

１．共同住宅の共用階段に手すりを設置

手すりの設置　（道等から不特定多数の者が利用する段や傾斜路に新設する手すりの設置工事）　例　店舗の出入り口前の段に手すりを設置

受付順に区で審査いたします。予算額を超える申請がある場合は、ご希望に添えない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

ベンチの設置費用補助制度について説明します。

補助対象は、商店、商店街、社会福祉法人等です。個人宅への設置は対象外です。

ベンチの設置条件は次のとおりです。敷地内のだれもが座りやすい場所に設置してください。道路上への設置はできません。夜間、店舗内へ移動することは構いません。設置するベンチは、申請者の所有物とし、自主管理としてください。設置するベンチには、区から提供するシールを貼付してください。ベンチの設置後、翌年の利用状況調査にご協力ください。

受付順に区で審査いたします。予算額を超える申請がある場合は、ご希望に添えない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

手続きの流れ

事前相談　必要書類

建築物の改修と手すりの設置　案内図、現況写真、図面等建築物の概要、どのように改修したいかがわかるもの

ベンチの設置　案内図、現況写真、ベンチの図面やパンフレット、設置希望場所がわかるもの

条件に合うか、建築物の状況等、現場確認を行います。

受付順に区で審査いたします。予算額を超える申請がある場合は、ご希望に添えない場合があります。

申請書の提出　必要書類

建築物の改修と手すりの設置　案内図、計画図、現況写真、見積しょ、建築物の登記事項証明書等、所有者の工事承諾書　締め切りは、１２月です。

ベンチの設置　案内図、計画書、現況写真、日程表、見積しょ、申請者の概要がわかる定款等、所有者の承諾書

区から補助金交付決定通知発行します。

発注、購入、工事着手　注意：補助金交付決定通知を受けてから、発注、購入、工事着手してください。

実績報告書の提出　注意：完了の日から１４日以内に提出してください。

必要書類

完了写真、工事請負契約書または請求書等経費が分かるもの

区から補助金額確定通知発行します。

交付請求書の提出　必要書類

口座振替依頼書（個人用）

区から指定の口座に振込みします。

受付・問合せ先　各総合支所まちづくり課

世田谷　電話 03-5432-2460　FAX　03-5432-3055北沢　電話 03-5478-8076　FAX 03-5478-8019玉川　電話 03-3702-4539　FAX　03-3702-0942砧　電話 03-3482-1398　FAX　03-3482-1471烏山　電話 03-3326-9618　FAX 03-3326-6159

世田谷区ホームページで、ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金　で検索してください

編集・発行

令和５年３月発行　世田谷区　都市整備政策部　都市-デザイン課

住所　〒158-0094世田谷区玉川1-20-1二子玉川分庁舎

電話　03-6432-7152　ファクシミリ　03-6432-7996